

<目次>

- 5都県議会で「消費者のための新しい訴訟制度」の早期制定を求める意見書を採択
- 消費者シンポジウム みんなでつくろう集团的消費者被害救済制度（第2弾）開催報告
- 年末・年始休業のお知らせ

5都県議会で「消費者のための新しい訴訟制度」の 早期制定を求める意見書が採択されました。

「消費者のための新しい訴訟制度」と称して、特定適格消費者団体が手続き追行主体となる集团的消費者被害回復のための訴訟制度の法案化が消費者庁においてすすめられています。

一方で、一部業界からは、この訴訟制度が濫訴を招くのではないかといった誤解も含めた懸念が強く示されています。この制度が、集团的消費者被害回復に有効であり、濫訴等の懸念のないことについて、広くご理解いただく取り組みが大切になっています。

そのような状況をふまえ、この訴訟制度の必要性について、シンポジウムを開催するなど幅広くアピールをすすめてまいりました。また、当機構の会員団体や適格消費者団体、全国消団連の会員団体、都道府県生協連等を通じて、都道府県会議員の皆様にもご説明をしてまいりました。結果として、この12月の議会において下記の5つの都県で「消費者のための新しい訴訟制度」の早期制定を求める意見書が採択となり、政府・国会に提出されましたので、ご紹介します。大分県議会、東京都議会、島根県議会、三重県議会の意見書の内容はリンク先（各都県議会ホームページ）を、長崎県議会の意見書については次ページをそれぞれ参照ください。

大分県議会 <http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/143213.pdf>

東京都議会 <http://www.gikai.metro.tokyo.jp/opinion/2011/e11i4102.html>

島根県議会

http://www.pref.shimane.lg.jp/gikai/ugoki/saikin/h2311/h2311_giin_gian_16.html

三重県議会

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/honkaigi/iken/2011/2011-3-3/2011-3-13.htm>

消費者のための新たな訴訟制度の創設に係わる意見書

消費者生活相談の件数は、2010年度で約89万件と依然として高い水準が続いている。これらの消費者被害は被害金額が少額から高額のものまであり、比較的高齢者と若年者に被害が発生する傾向がある。

一方、現在の訴訟制度の利用には、相応の費用・学力を要するところから、事業者に比べ情報力・交渉力で劣位にある消費者は、被害回復のための行動をとることが困難である。

そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保する観点から、できる限り消費者の請求権を束ねて訴訟追行ができるようにすることを企図し、消費者のための新たな訴訟制度の案が本年8月に消費者委員会において取りまとめられ、現在、その法案化が消費者庁において準備されている。

この制度案は、共通争点を有し、多数発生している消費者被害を対象とし、手続き追行主体を内閣総理大臣が認定する適格消費者団体に限定している。そして、訴訟手続きを二段階に区分し、一段階目の訴訟で共通争点の審理を行い、事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し、簡易な手続きで被害額を確定し、被害回復を図るという仕組みとなっている。

そのため、被害者である消費者は、事業者の法的責任が確定した段階で、適格消費者団体からの通知等に応じ被害回復を申し出ることによって救済への道が開かれるという、消費者にとって労力の面でも費用の面でも現行制度より負担が低減される画期的な制度である。

また、上述のとおり手続き追行主体を適格消費者団体に限定しつつ、制度の対象事案も事業者が紛争全体を見通すことのできる契約関係を中心に選定することとするなど、事業者にも配慮のあるものとなっている。

これまでの消費者団体訴訟制度は、適格消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めていたが、損害金等の請求権を認めていなかった。そのため、消費者被害の未然防止、拡大防止の効果は発揮されていたものの、消費者の被害救済には必ずしも結びつかないという課題を有していた。その課題に応える点からも、この制度案は評価できるものである。

よって、国におかれては、消費者庁及び消費者委員会設置法附則6項の趣旨にのっとり、次の事項を実現するよう強く要請する。

1. 政府は、本年8月に消費者委員会集团的消費者被害救済制度専門調査会でとりまとめられた報告書の内容を踏まえ、消費者のための新しい訴訟制度の法制化を図ること。
2. 本制度については、平成24年1月より開催される予定の通常国会で十分な審議を行うとともに、早期にその創設を図ること。
3. 同制度の実効性を確保する観点から、手続き追行主体となる適格消費者団体への必要な支援を具体化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

長 崎 県 議 会

(提出先)

衆議院議長 横路 孝弘 様

参議院議長 平田 健二 様

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

財務大臣 安住 淳 様

総務大臣 川端 達夫 様

内閣官房長官 藤村 修 様

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 山岡 賢次 様

集団的消費者被害救済制度の早期実現を求める 消費者シンポジウム **第2弾** が開催されました！

集団的消費者被害救済制度の早期実現を求める「消費者シンポジウム **第2弾** みんなで作ろう!! 『集団的消費者被害救済制度』」が、去る12月7日（水）午後、全国消費者団体連絡会の呼びかけに応えた全国21の消費者団体の共催によって、開催されました。

このシンポジウムには、北は北海道、南は沖縄県など全国各地から、消費者団体の関係者や弁護士・司法書士・学識者などの専門家、事業者・行政関係者・政党関係者・報道機関など、総勢115名の多彩な方々のご参集をいただきました。

本年3月10日に開催した第1弾のシンポジウムは、集団的消費者被害救済制度創設の必要性について広く消費者（団体）に共有していただくことを目的にして開催しましたが、第2弾となる今回のシンポジウムは、この間の消費者庁・消費者委員会における「制度」創設の具体化検討を踏まえ、その要点をしっかりと学びつつ、消費者にとって望ましいあり方を考え、制度の早期実現をめざすことを目的にして開催しました。

本シンポジウムの開催概要は以下の通りです。

1. 開会挨拶

全国21の主催者団体を代表して、全国消費者団体連絡会の阿南久事務局長が、本シンポジウムを開催するに至った経過と趣旨を報告、とりわけ「制度」実現に向けては更なる世論喚起が求められる情勢であることを紹介し、開会挨拶を行いました。なお、司会進行は消費者機構日本：磯辺浩一専務理事が務めました。

2. 消費者庁報告

消費者庁消費者制度課の堀井奈津子課長から、最初に、集団的消費者被害救済制度の具体化が必要となった背景・経緯と「制度」の全体像をご報告いただき、その上で、次期通常国会への上程をめざしている「消費者のための新たな訴訟制度」の創設について、消費者委員会「集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見」をもとに、制度の枠組みと主な論点を詳細にご説明いただきました。あわせて、現在検討が進められている消費者庁「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の論議状況についてもご紹介いただきました。

3. 消費者被害笑百科

寸劇とコメンテーターの解説で難しい問題を分かりやすく学習する…、おなじみの笑劇場です。寸劇には前回に続いて6人のコープとうきょう組合員さんにご登壇いただき、そしてコメンテーターを本間紀子弁護士に務めていただきました。

取り上げた被害事案は3つ（授業料返還拒否・食品の表示偽装・悪質リフォーム）、そこで出された疑問について、「制度」の枠組みを簡潔にまとめていただいた資料にもとづいて、本間弁護士から、新しい訴訟制度で救済される被害はどんな事案なのか、被害回復のために消費者はどうしたら良いのか、新訴訟制度の消費者にとってのメリットはどういう点にあるのか、諸外国の同種制度と比較した場合の残された課題は何か、新訴訟制度以外に求められる被害救済制度にはどのようなものがあるか等について、たいへんわかりやすく解説いただきました。

4. パネル・ディスカッション

パネル・ディスカッションでは、コーディネーターを宮城朗弁護士、パネリストを消費者庁：堀井奈津子課長、主婦連合会：大河内美保さん、（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント

ント協会：大谷聖子さん、(社)全国消費生活相談員協会：石田幸枝さんに務めていただき、主として新訴訟制度を更に実効性あるものとするための方策等について意見交換を重ねました。

第1セッションでは、消費者委員会とりまとめ案の評価について意見交換されました。はじめに消費者側パネリストから、新訴訟制度で救済できる被害対象事案や消費者にとってのメリット等についてご紹介をし、続いて、この制度の構造や手続に関する課題について、個人情報漏洩事案や有価証券報告書虚偽記載事案、拡大損害事案についても対象事案に含めるべきだ、手続追行主体として適格消費者団体以外にも認めるべきだ、2段階目の通知・公告費用は相手方事業者負担させるべきだ、適格消費者団体の費用等の回収についてどのような検討状況か、等の意見・質問が出されました。これらの意見・質問を踏まえ、堀井課長からは、法制化に向けての考え方の概略について、公表できる範囲内で現在の検討状況をご紹介いただきました。

第2セッションでは、消費者への「制度」の周知策について意見交換されました。消費者側パネリストから、被害に遭ったら自分の被害回復だけでなく社会全体のためにと消費者自身の意識改革も求められる、消費者団体内での地道な学習活動が必要だ、被害情報をいち早く受ける消費生活センター等の行政窓口で情報提供してもらうのが効果的、消費者庁による広報活動の改善が不可欠、等の提案が出され、堀井課長から、現在、予算要求中の方策等についてご紹介いただきました。

第3セッションでは、適格消費者団体が十二分に能力をできるようにするための支援策について意見交換されました。最初に、堀井課長から現在検討中の適格消費者団体に対する支援策についてご紹介いただき、それを受け、他のパネリストから、一番必要なのは財政支援だ、新たに付加される認定要件は必要最小限のものにして欲しい、差止請求活動以外に加わる業務について合理的な範囲で費用回収できる規定を整備して欲しい、適格消費者団体を支えている消費者団体への財政支援も必要だ、等の要望が出されました。

第4セッションでは、制度の早期実現に向けての課題について意見交換されました。パネリストからは、消費者団体側での学習活動の必要性や、制度そのものについての社会的啓発の必要性、適格消費者団体相互間の連携強化などが共通して提起されました。なお、これに関連して、新制度導入による濫訴懸念が示されていることに対しては、堀井課長と宮城弁護士から、新訴訟制度は個々の消費者の請求権を束ねる制度なのでむしろ事業者にとっても応訴負担が軽減されるというメリットがある、アメリカのクラスアクションとは法制度環境が根本的に違うので、それを根拠にした濫訴懸念は過剰反応ではないかとの補足をいただきました。

最後に、会場からの発言を求め、2団体1個人から、適格消費者団体への支援策や悪質事業者対策の進展状況について、パネリストへの質問や意見が出されました。

5. 閉会挨拶

東京消費者団体連絡センターの矢野洋子事務局長が、現在、地方議会への意見書採択の取り組み等が始まっているが、本シンポジウムを契機に更に学習活動を強め、次期通常国会での早期法制化に向け、各種要請行動を強めようとの行動提起を行い、これをもって閉会挨拶としました。

(以上)

年末・年始休業のお知らせ

消費者機構日本事務局は、12月30日から1月4日まで年末・年始休業とさせていただきます。

なお、主婦会館プラザエフは12月28日から1月4日までが休業です。12月28日と29日に消費者機構日本事務局におこしになる際は、あらかじめお電話(03-5212-3066)を下さいますようお願いいたします。通用口のご案内をさせていただきます。